別表第4(第7条第1項，第2項関係)

応急の措置に係る項目

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目 | 想定される事象 | 実施すべき項目又は手順 | 判断の基準 |
| 設備・資機材の整備 | 　 | サーベイメータポケット線量計アラームメータ | (点検について)線源を用いて年度に1回以上動作確認を行う |
| 実施すべき事項 | 遮蔽の喪失 | ①F3棟管理室内エリアモニタの「ポスト1」にて異常有無を確認する | エリアモニタの異常値検出サーベイメータによる異常値検出※管理基準値との照合とする |
| ②線量計を身に付け，管理室内のサーベイメータにより，コバルト照射室出入口付近の放射線量を外部から測定する |
| ③管理室内のサーベイメータにより，コバルト照射室内の放射線量を測定する |
| ④線源を格納する |
| ⑤サーベイメータにより，再度放射線量を測定する |
| ⑥(⑤の後も線量が高い場合)鉛で遮蔽を行う |
| ⑦⑥と並行し，線量測定により線量値が管理基準値以下になる地点を決定し，カラーコーン，ロープ等を用いて立ち入り制限を行い，関係部署への連絡を行う |
| 外部被ばくの発生 | ①コバルト照射室及び操作室の状況をモニタ等により監視もしくは，鍵の返却状態等から室内に閉じ込められるなどの事故が発生していないかを確認する | モニタ等による監視(管理室での鍵返却状況等追跡) |
| ②異常が予想される場合，管理室内のサーベイメータにより，コバルト照射室出入口付近の放射線量を外部から測定する |
| ③操作室内及び照射室内の状況を確認する |
| ④異常を発見した場合，被災者の避難・救助を行うとともに，放射線実験室長，放射線取扱主任者，学生の場合は指導教員へ連絡する |
| ⑤医療機関への連絡及び学内関連機関への連絡する |
| 管理区域の火災 | ①次の事項について情報収集し，消防署へ通報する | 火災報知器の発報 |
| (1)発生時刻，(2)火災等の種別(火災，爆発，放射性物質(放射線)の漏洩等)，(3)場所，(4)要救助者数と被ばく及び汚染の有無，(5)構内入口・施設名及び誘導者名，(6)火災等の状況，(7)管理区域外への延焼危険の有無，(8)放射線量率の程度，(9)放射性物質拡散の危険の有無，(10)実施した防護措置及び消火等の状況，(11)消防用設備の配置状況及び消火等の状況，(12)消防隊が使用可能な測定機器，(13)通報者の氏名・所属・電話番号 |
| 誘導，ロープ張り，案内は既存の防災体制と連携する |
| ②管理者等による自衛消防隊が現場状況を踏まえたうえで消火及び救助活動を行う |
| ③学内関係機関への連絡を行う |
| ④施設利用及び避難状況から逃げ遅れがないか確認し，要救助者の人数・程度及び線源移動の状況等を確認する |
| ⑤サーベイメータにより避難者の被ばく・汚染状況を調査する |
| ⑥立入禁止区域を設定する |
| ⑦到着した消防隊の誘導及び適切な情報提供を行い，消火活動に協力する |
| ⑧避難場所にて消防活動・救出活動に関わったものの汚染検査と除染を行う |
| ⑨関係者への報告を行う |
| 警察・消防・医療機関，その他の機関との連携 |  | 関連機関と次に定める事項について，それぞれ指定の資料を共有することとする | 　 |
| ・事業者の業務内容及び従業員数 |
| ・放射性同位元素等の所在場所の図面 |
| ・核種・数量・性状 |
| ・応急の措置を講じる場合の責任者並びに通常時の連絡担当者の氏名・連絡先 |
| ・発生しうる事象並びに応急の措置を講ずる判断の基準及び対応の手順 |
| ・応急の措置を講ずるために必要な設備・資機材とその保管場所 |
| ・緊急時の連絡先 |